



東北税政連だより

No.152

税理士の権益の維持と
その拡大のために
税政連があります

事業承継税制の 改正を巡る勉強会を開催

東北税理士政治連盟は、3月19日東北税理士会館において「事業承継税制改正を巡る勉強会」を開催し、当日は60名を超える会員が参加した。

官を講師に迎え、「平成30年度税制改正のポイント～事業承継税制の抜本改正を中心として～」をテーマに講演が行われた。生

産性革命の実現企業の事業承継・競争力強化のための法人税の改正、働き方改革や子育て世代等に配慮する観点からの所得税の見直し等々の説明をいただいた。

第二部は中小企業庁事業環境部財務課（事業承継担当）の課長補佐より「事業承継税制について」と題し講演が行われた。

中小企業の事業承継は喫緊の課題であること、切れ目のない事業承継支援を今後10年間で集中して実施すること、事業承継に向けた必要準備事項等について、円滑な事業承継の事例をもとに説明をいただいた。

その後の質疑応答では、「納

出され、事業承継制度の活用を

と考えます。



「消費税軽減税率制度」 岩手県税理士政治連盟

平成31年10月1日の消費税の軽減税率制度の実施まで残り一年半を切っています。

「軽減税率制度の導入を見直すこと」という税理士会の税制改正建議に基づき、税政連では

改正建議に基づき、税政連では軽減税率制度の見直しを活動の一丁目一番地と位置付け国會議員の先生方への陳情を中心とす

る活動を行っていますが、平成30年度の税制改正では見直しは行なわれていません。

現状及び今後の政治・経済情

勢によつては再々延期も有り得ると考えているところではあります、事業者の事務負担の増加及び軽減税率対象品目の選定から生じる課税庁とのトラブルといった事象を生じさせないと

单一税率が維持されるためには、我々税政連の活動はもちらんのこと、クライアントである事業者に事務負担が増大するこ

とを理解してもらい、その立場から反対してもらうことも必要です。

東北税理士政治連盟のホームページを開設いたしました

開設日 平成30年6月1日

今後ホームページを通じて、様々な情報を発信してまいります。

ホームページアドレス
<http://www.tohokuzeiseiren.jp/>